特定非営利活動法人 置戸ぽっぽ絵画館 寄贈受入規程

平成 28 年 10 月 17 日
特定非営利活動法人置戸ぽっぽ絵画館

（目的）
第１条　特定非営利活動法人置戸ぽっぽ絵画館（以下「絵画館」という。）は、当法人の定款に定める、目的、及び事業の達成のために、美術作品（以下「美術品」という。）の所有者から寄贈の申出があったとき、この規程の定めるところにより、寄贈を受け入れることにする。
（寄贈の申出）
第２条　美術品の所有者は、当該美術品を絵画館に寄贈しようとするときは、美術品寄贈依頼書（様式第１号）を提出し、理事長の承認を受けなければならない。
（所有権）
第３条　前１条の規定により寄贈され美術品（以下「寄贈品」という。）は、絵画館に所有権があるものとする。
（証書の交付）
第４条　絵画館は、寄贈品を受領したときは、美術品寄贈品証書を交付し、寄贈者を顕彰するものとする。
（展示について）
第５条　絵画館はその年に寄贈された美術品の保管をし、展示にふさわしいことが認定された作品は、適時、絵画館で展示・公開することとする。
（寄贈品の返還）
第６条　寄贈者はしかるべき理由がある時は、寄贈をやめることができる。その旨の申しでがあった場合は、速やかに絵画館は寄贈者に美術品を返還するものとする。ただし、この場合の返還のための経費は寄贈者の負担とする。
（搬入経費について）
第７条 寄贈作品の、絵画館への搬入経費は寄贈者が負担するものとする。
（寄贈品の模写等）
第８条　絵画館は、寄贈品について模写、撮影を行い、これらの結果を公刊することができる。
（寄贈品の売買等について）
第９条　絵画館は寄贈品について、一切の販売、及びそれらに関わる斡旋等は行わない。

美術品寄贈依頼書（様式１号）

１　種別

・作者名

・作品名

・制作年月日

・附属品

・作品の所在地

点数の多い場合は代表作他何点と記してください。

点数　　点

特定非営利活動法人置戸ぽっぽ絵画館・理事長　殿

上記の作品の寄贈を依頼しますので、宜しくお願いします。

年月日

住所

氏名　　印